第1回資源循環推進部会資料
【資料1】

明石市一般廃棄物処理基本計画の改定について

①　明石市の概要･ごみ処理の現状

1. 基本事項

1-1　計画策定の目的

《社会的背景》

生活を取り巻く環境問題の深刻化

地球温暖化に起因する甚大な自然災害、プラスチックごみによる海洋汚染、食品ロスの問題など

持続可能な「循環型社会」への変革の必要性

持続可能な開発目標（SDGs）の理念に基づく資源の有効活用による廃棄物の減量化、温室効果ガスの発生抑制
→環境負荷の低減

共創による環境・社会・経済の統合的向上

生産から廃棄までの全過程における市民・事業者・行政が一体化となった取組の推進

《計画策定の目的》

2022（R4）年4月の計画改定から4年が経過（一部改定除く）し、その間に「ゼロ・ウェイストあかし」を合言葉にしたごみ減量・再資源化施策の推進、また、2031（R13）年の稼働に向け、新ごみ処理施設の整備が具体化するなど、本市を取り巻くごみの現状が大きく変化しています。

そのため、本市のごみの現状を把握・分析した上で、今後の一般廃棄物の排出抑制、適正処理に向けた方針を示すため、計画の見直しを実施します。

1-2　計画の位置づけ　(1)本市における計画体系

《一般廃棄物処理基本計画とは》

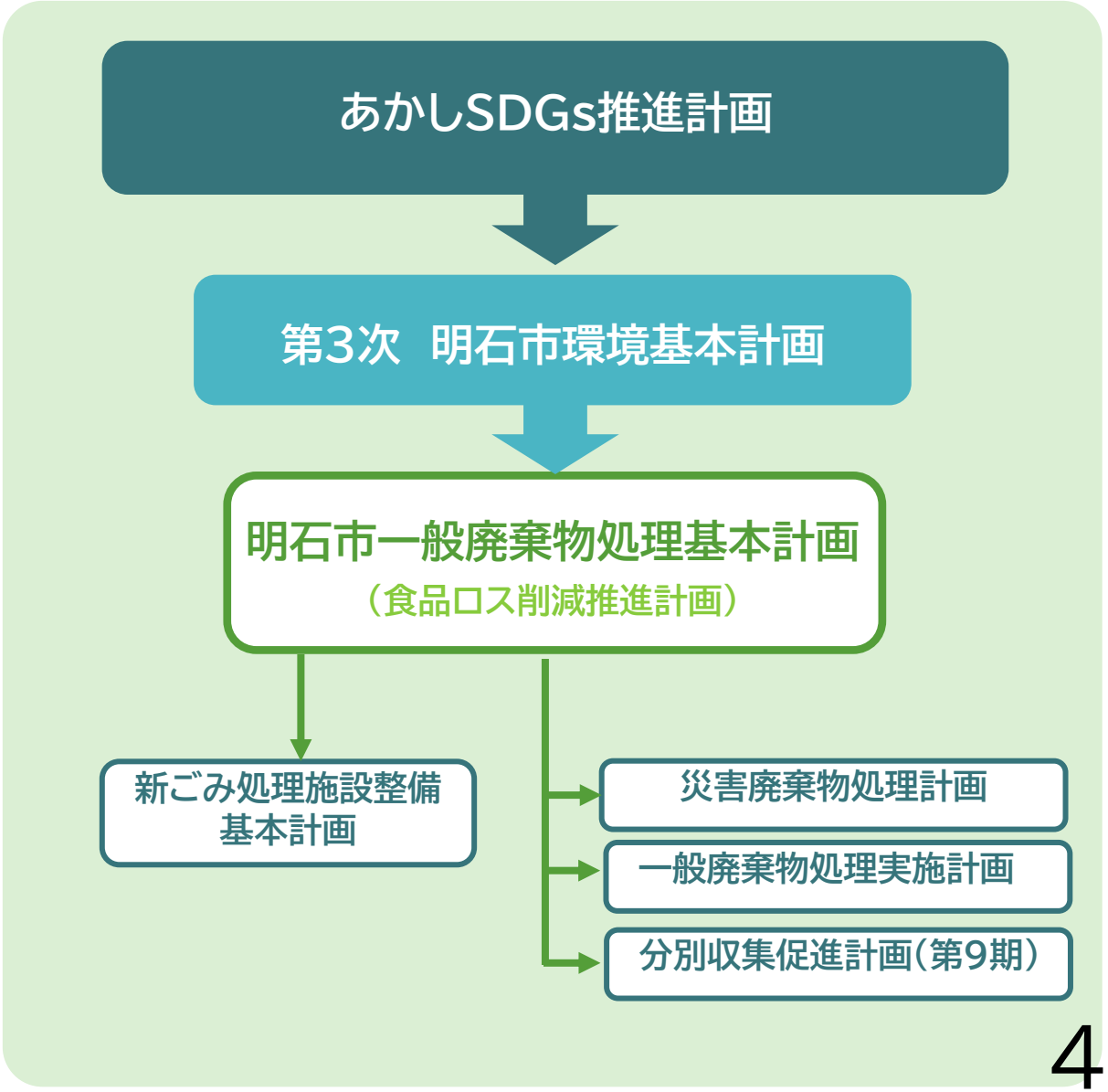
本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、廃棄物処理法」という。)第6条1項の規定に基づき策定するものです。

「あかしSDGs推進計画」を上位計画とし、「第3次明石市環境基本計画」の個別計画に当たります。

また、国の法律や県の計画等との整合を図り、廃棄物の発生抑制から資源循環、適正処理までを総合的・計画的に推進する基本指針とします。

本計画を受けて、毎年度の「一般廃棄物処理実施計画」を策定し、具体的事業を推進します。

「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条第1項の規定に基づく「食品ロス削減推進計画」を内包しています。



1-2　計画の位置づけ　（2）循環型社会形成のための法体系

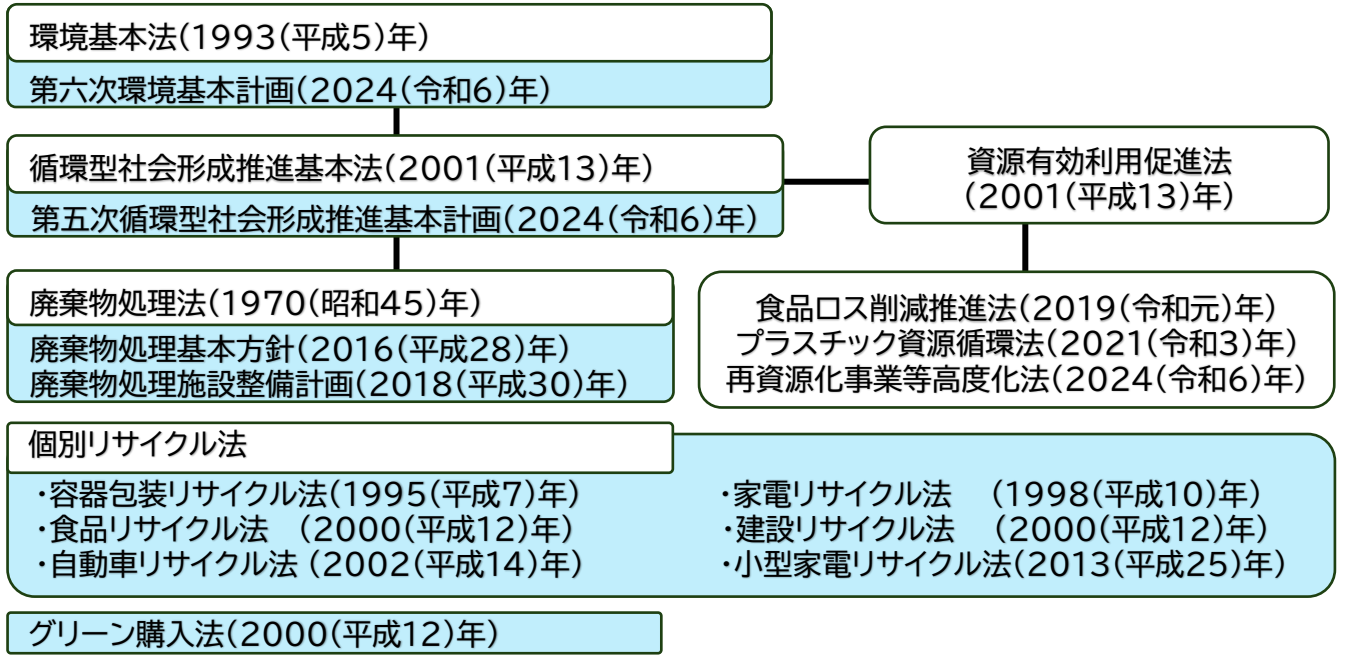
《国の動向》

廃棄物処理法に加え、「プラスチック資源循環法」や「食品ロス削減推進法」により循環型社会を推進するとともに、新たな「第五次循環型社会形成推進基本計画」では「循環経済」への移行を掲げる。

第五次循環型社会形成推進基本計画

（2024（令和6）年8月）

資源消費を抑えつつ循環利用を最大限活用し、脱炭素・自然共生と統合した“循環経済”への移行に向けて、国・地方公共団体・国民・事業者等が一体となり取り組む国家戦略として策定。



《県の動向》

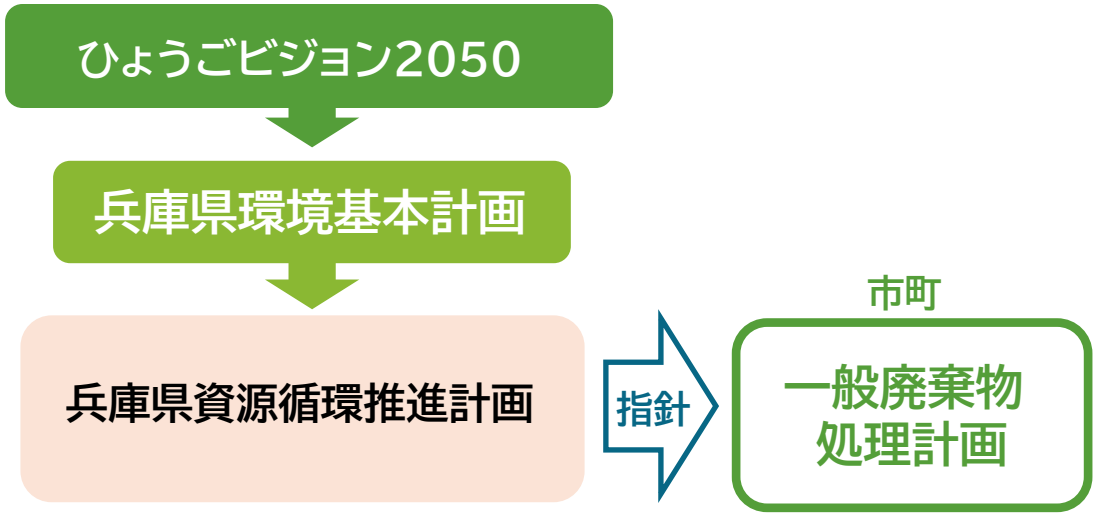
「兵庫県資源循環推進計画」において、2050年に向けて「資源循環・脱炭素・自然共生社会」を目指し、廃棄物処理だけではなくライフスタイル全体での資源循環を推進。

兵庫県資源循環推進計画

（2024（令和6）年1月）

「資源循環の方向性」として、2050年頃の目指す社会を示し、これを見据えた2030年頃の施策を示す。

「廃棄物処理計画」として、本県における廃棄物の減量や適正処理等に関する事項を示す。



1-3　計画の範囲（適用範囲）

《対象区域》

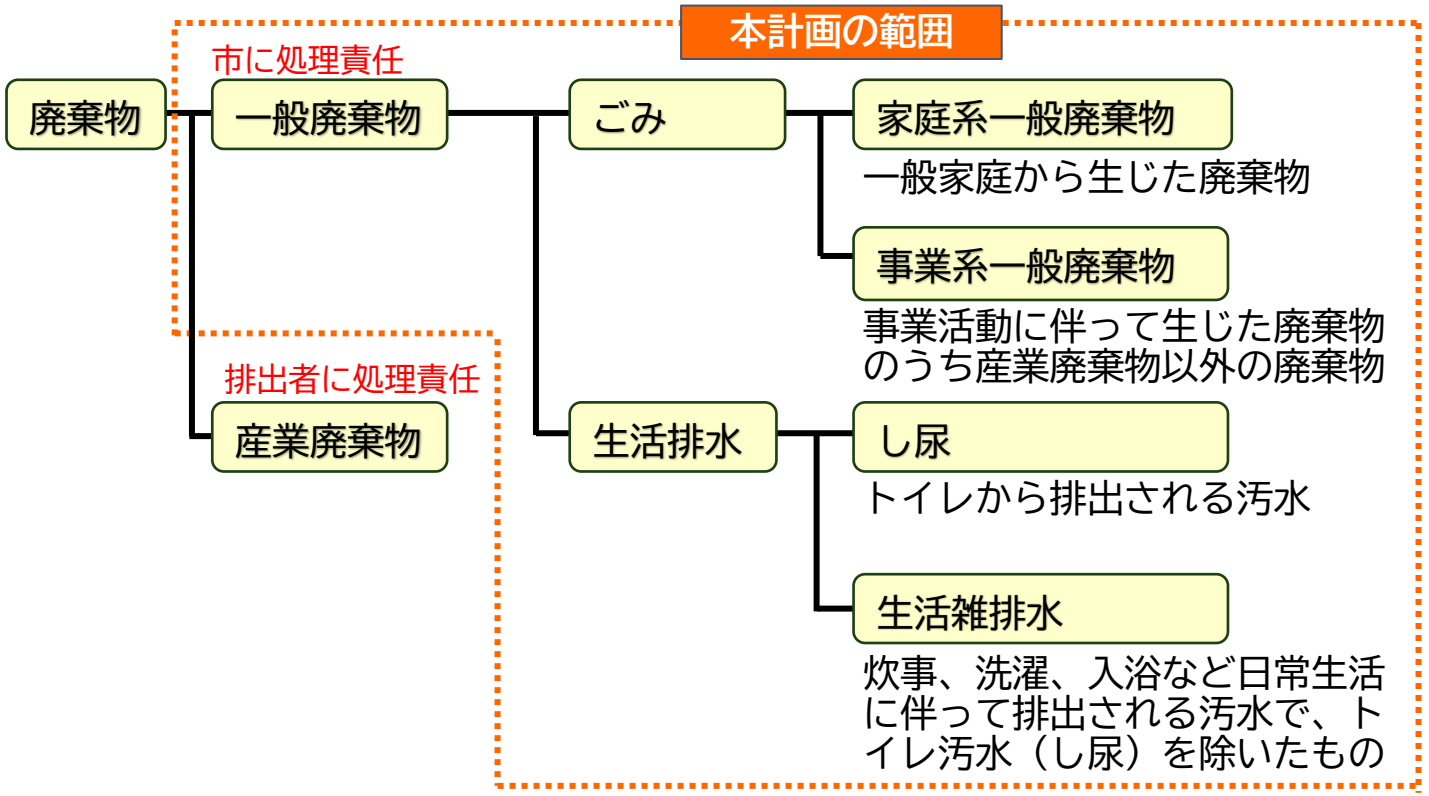
市内全域

《対象》

対象区域内で発生する一般廃棄物（生活排水を含む）の排出抑制を含む分別排出、収集・運搬、中間処理、最終処分

《計画期間》

2028（令和10）年度から2037（令和19）年度までの10年間



目標年度

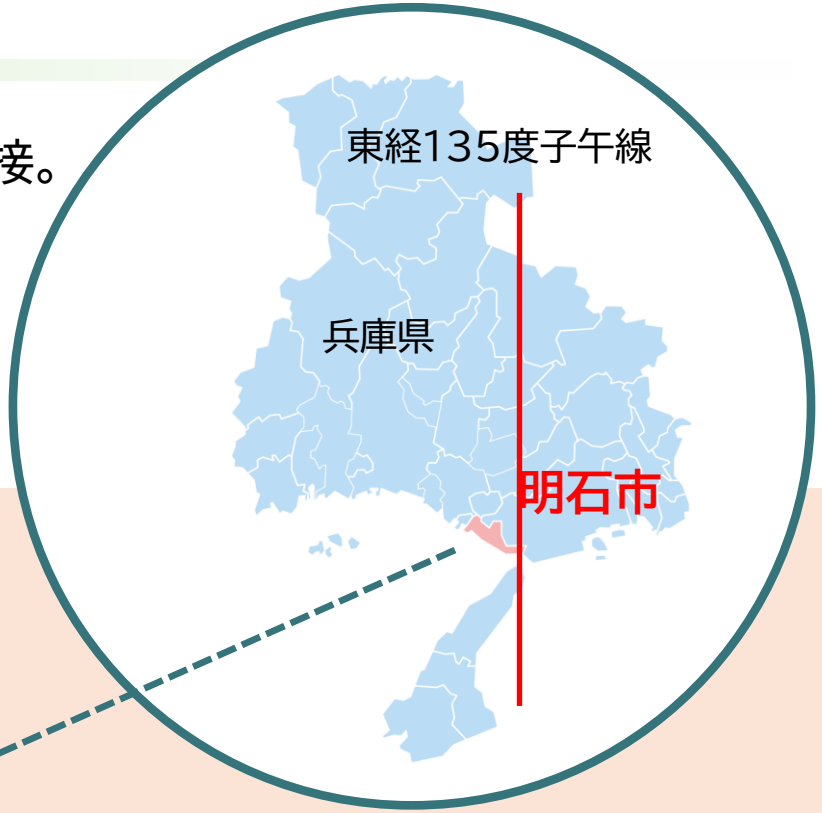
2037（令和19）年度

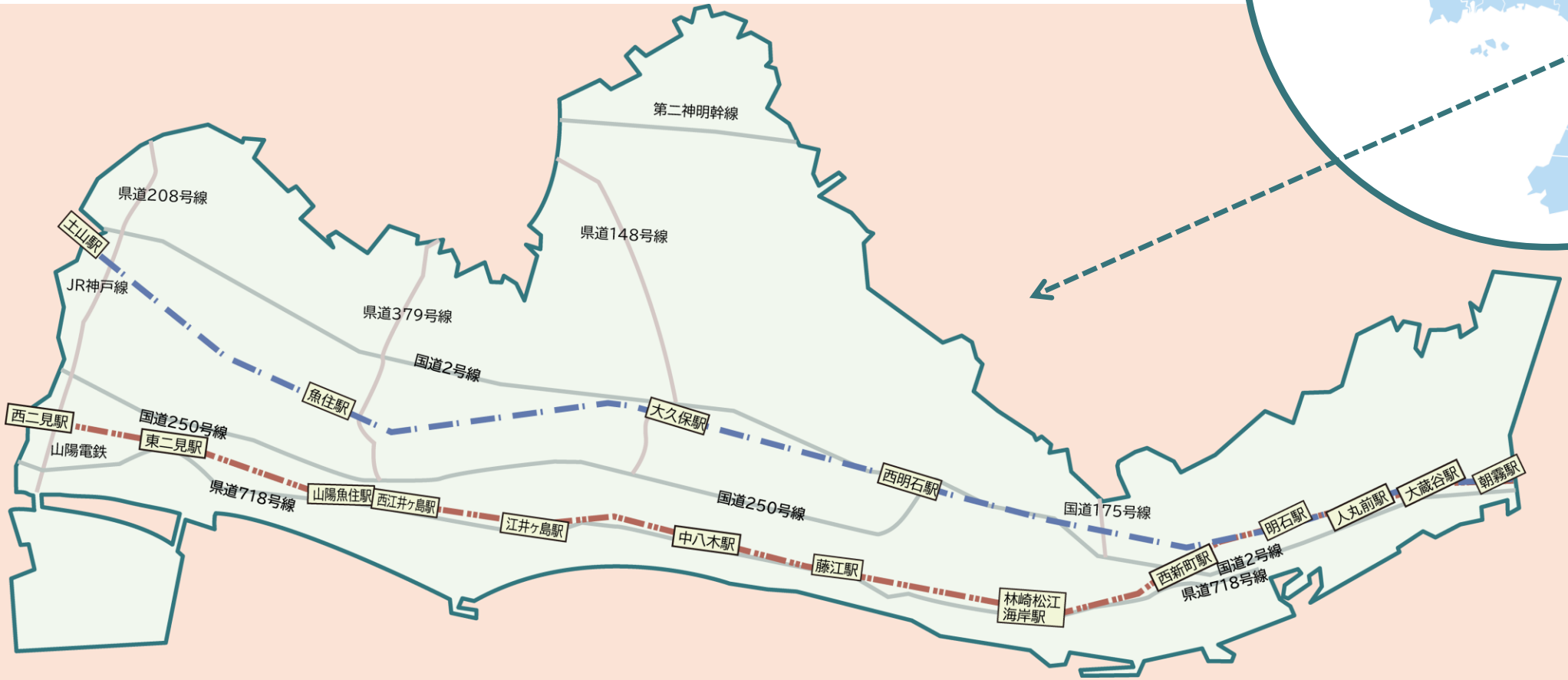
年度	2022（R4）	2024（R6）	2026（R8）	2028（R10）	2032（R14）	2037（R19）
内容・計画期間	前計画期間	一部変更 前計画期間	前計画期間	計画期間	中間見直し 計画期間	計画期間
	前計画初年度	前計画一部変更	前計画中間目標年度	計画初年度	計画目標年度	最終目標年度

2. 明石市の概要

2-1 市勢の概要

兵庫県の中南部に位置し、東・北は神戸市、西は加古川市・播磨町・稲美町に隣接。
南は明石海峡を隔て、淡路島を望む場所に位置。
瀬戸内海気候に属し、気温の年較差が小さく温暖な気候。
面積49.41km²、東西15．6㎞、南北9．4㎞東西に細長いまちを形成。
東経135度子午線が通過する「日本標準時のまち」として知られる。



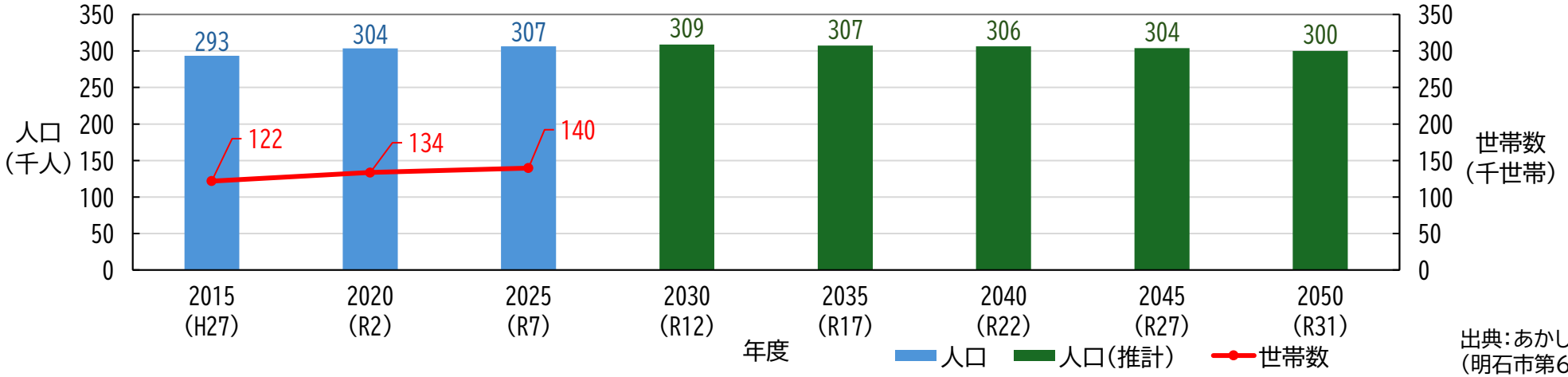


2-2 人口

2025(令和7)年の人口は306,536人。過去10年間における人口は、微増傾向で推移しているが、2030(令和12)年以降は、高齢化の進展による大幅な自然動態の減少により減少傾向への転換が予測されている。年齢構成は、男女とも50～59歳が最も多く、近年の高齢化率は26%台で超高齢社会となっている。

《人口推移》

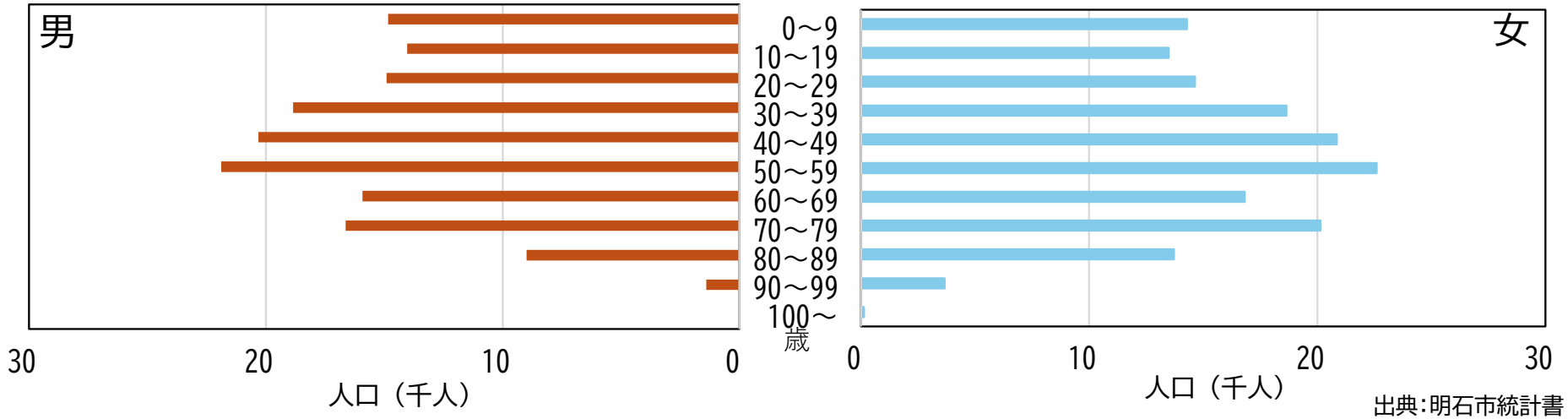
2025(R7)年10月1日現在



出典:あかしSDGs推進計画
(明石市第6次長期総合計画)

《年齢構成》

2024(R6)年4月1日現在

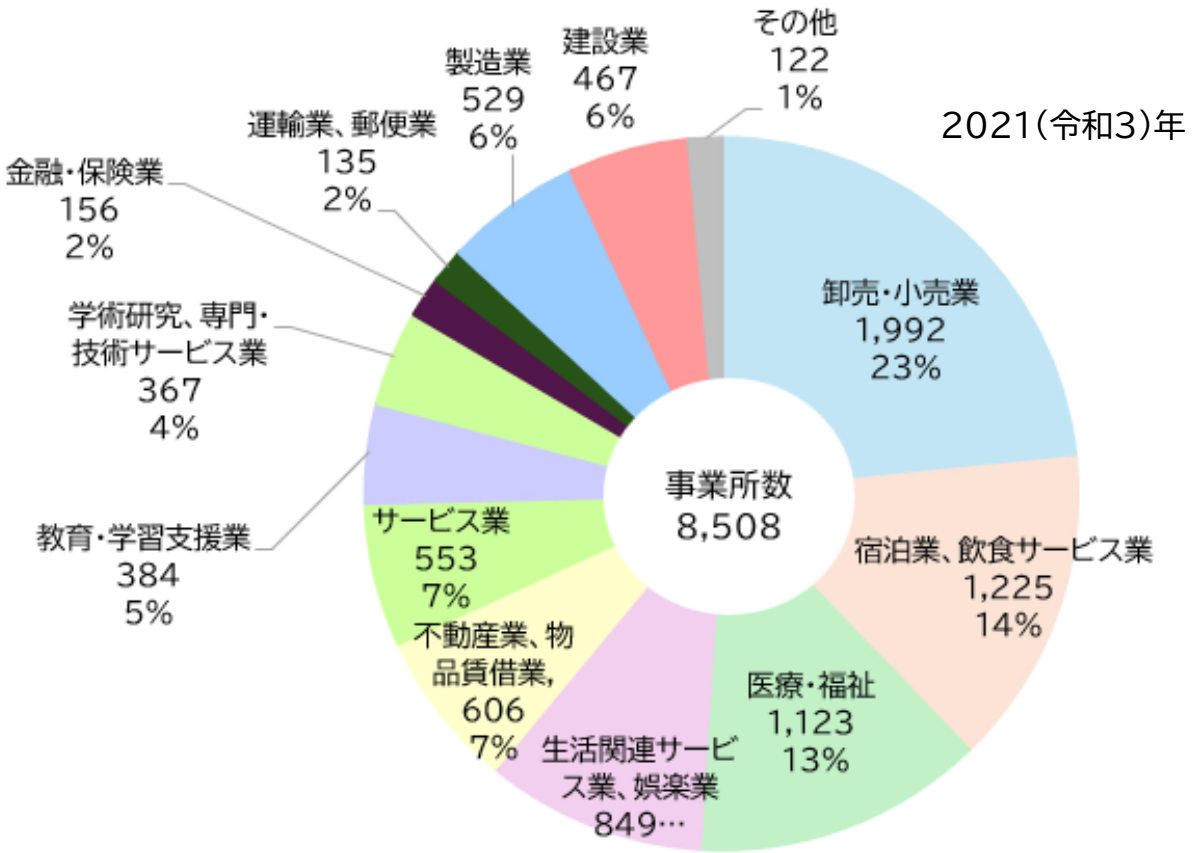


出典:明石市統計書 2024(令和6)年度版

2-3　産業及び土地利用

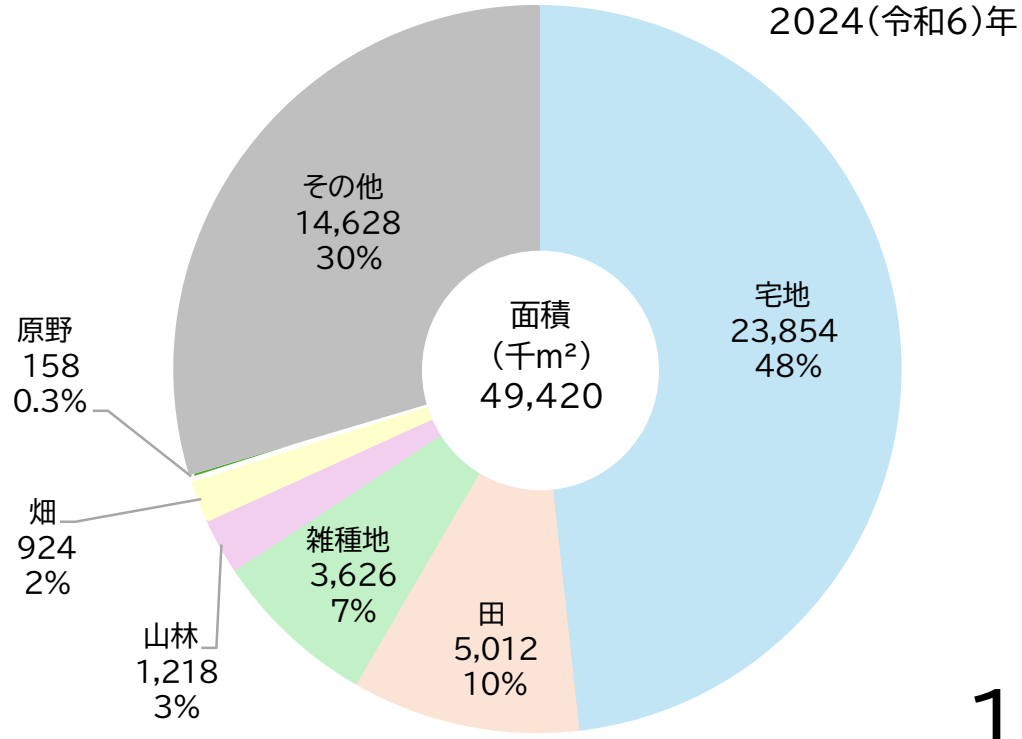
《産業構成》

2021(令和3)年の事業所数は、卸売・小売業(23%)の割合が最も高く、次いで宿泊業、飲食サービス業、医療・福祉が続き、第3次産業が約9割を占める。



《土地利用》

2024(令和6)年の土地利用構成は、宅地(48%)の割合が最も高く、田・畑・山林等は全体の2割に満たず、都市的土地利用構造である。



出典:明石市統計書 2024(令和6)年度版

3. ごみ処理の現状

3-1　ごみ処理の現状（1） 分別区分ごとの処理方法

家庭系ごみの分別区分は“もやすごみ”、“もえないごみ”、“缶・びん・ペットボトル”、“紙類（新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック）・布類”、“粗大ごみ”の5種9分別。
その他、廃食用油、小型家電等の拠点回収を実施している。

《家庭系ごみの分別》

分別区分	排出方法	収集運搬			中間処理・処分
		収集方法	収集回数	収集運搬主体	
もやすごみ	単純指定ごみ袋※1	ステーション収集	週2回	市（直営・委託）	クリーンセンターで焼却
もえないごみ※2	無色（半）透明ごみ袋※1		月2回		クリーンセンターで破砕選別し資源化又は埋立
缶・びん・ペットボトル			月2～3回		
紙類・布類	紙類：紐でしばる 布類：ごみ袋		月1回	市（委託）	民間施設でリサイクル
粗大ごみ	―	個別収集 直接搬入	随時	市（直営）	クリーンセンターで選別し、焼却、資源化又は埋立
廃食用油 小型家電　等	―	拠点回収 （有人・無人）	適宜	市 （直営）	民間施設でリサイクル

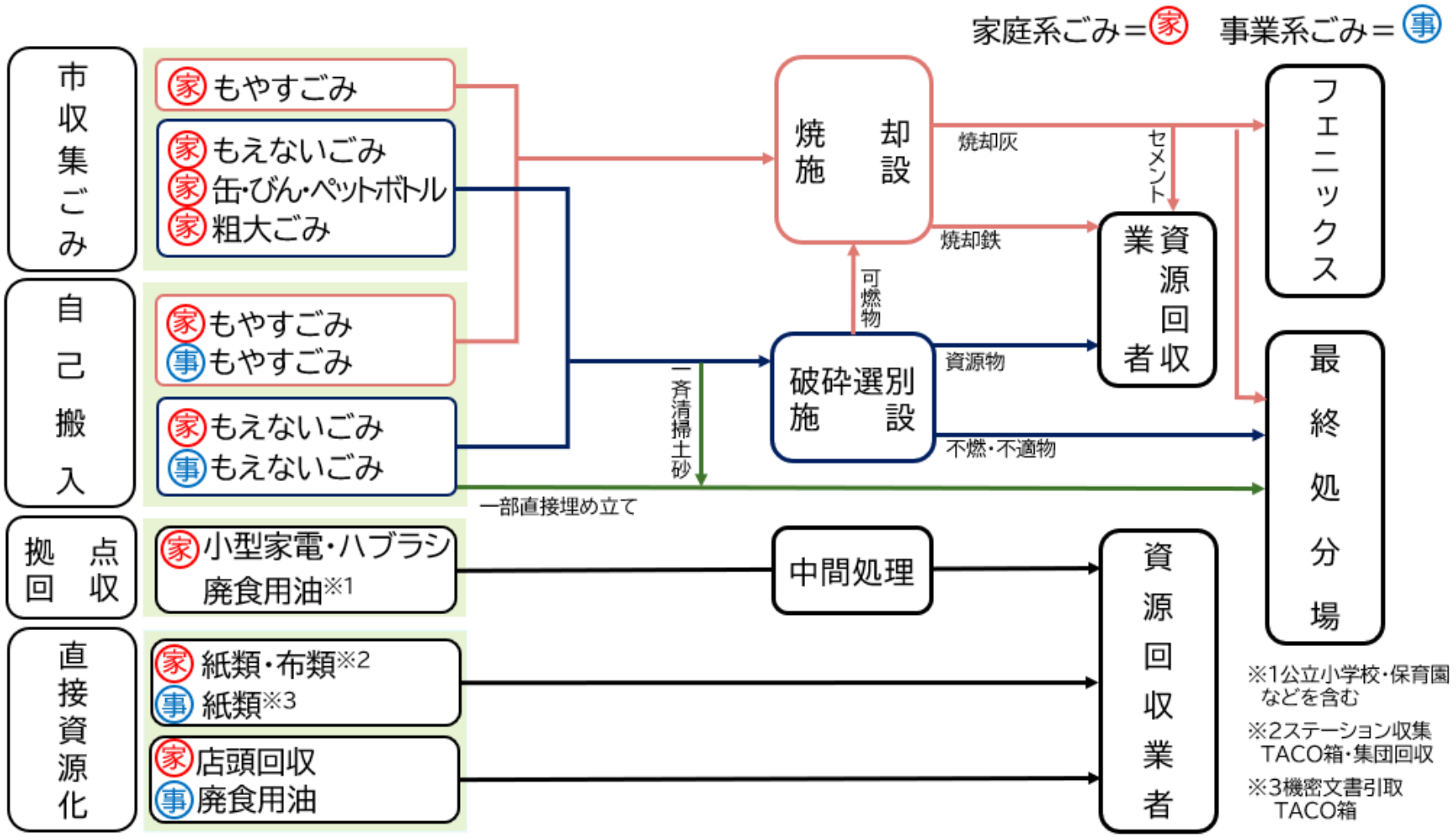
※1　2027（R9）年3月本格導入　※2　リチウムイオン電池を含む

《事業系ごみの分別》

分別区分	収集運搬	中間処理・処分
もやすごみ	許可業者 または 直接搬入	クリーンセンターで焼却
もえないごみ		クリーンセンターで破砕選別し資源化又は埋立
紙資源 （機密文書）	直接搬入	民間施設でリサイクル

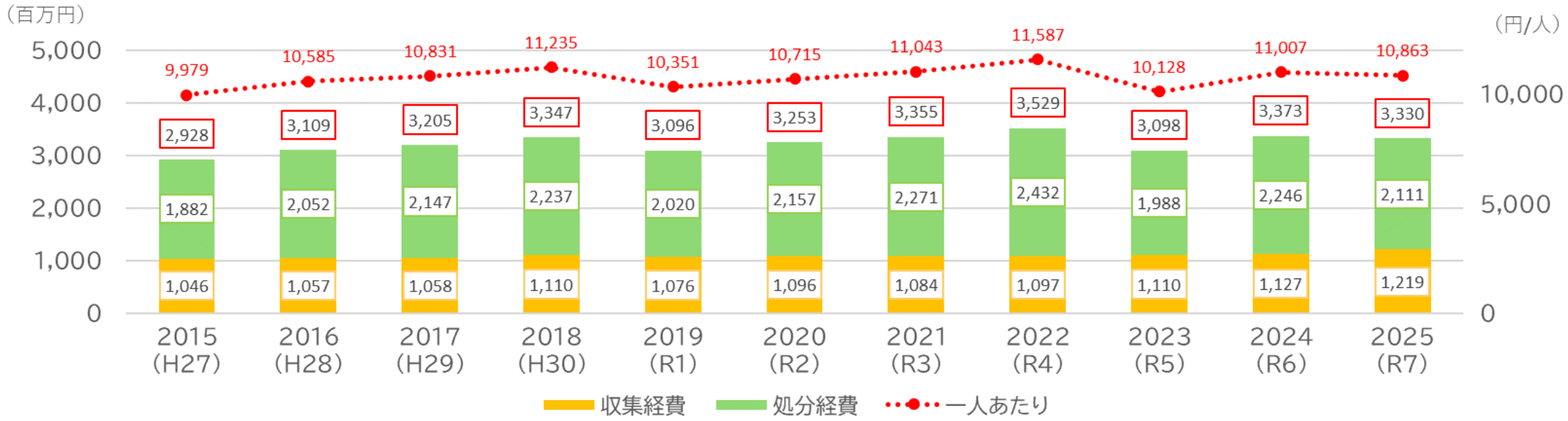
3-1　ごみ処理の現状（2）処理フロー

集団回収・店頭回収を除く家庭系ごみは市が収集。事業系ごみは、収集運搬許可業者または排出事業者自身による直接搬入。クリーンセンターにおける中間処理後の焼却灰は、市保有の最終処分場のほか、大阪湾広域臨海環境整備センター最終処分場（フェニックス）への埋立を行っている。



3-2　ごみ処理経費

ごみ処理にかかる収集経費は、年間約10億円から12億円に増加傾向、処分経費（中間処理及び最終処分にかかる経費）は年間約18～24億円で推移している。
一人あたりの年間のごみ処理経費は、約1万円前後である。



※直近の国勢調査人口に、住民基本台帳による人口の増減を加えて、各年10月1日現在の推計人口を算出。

出典：環境事業概要

3-3　施設概要

《施設概要》

明石クリーンセンター

〔所在地〕
明石市大久保町松陰1131番地

一般廃棄物最終処分場（第3次最終処分場）
2007(H19)供用開始

埋立容積　420,000㎥



※第2次最終処分場についても現在使用中





破砕選別施設
1999(H11)竣工

処理能力　92t/5h

〔破砕系〕 60t/5h
〔資源系〕 32t/5h



焼却施設　**1999(H11)竣工**

処理方式　全連続焼却式
焼却能力　480t/日
（160t/24h×3炉）



3-4　新ごみ処理施設概要

《施設概要》

〔所在地〕
明石市大久保町松陰1131番地ほか



※旧大久保清掃工場ほか跡地



※今後変更となる
可能性があります

	処理方式	施設規模
焼却施設	ストーカ式焼却方式	276t/日(2炉)
資源リサイクル施設	破砕・選別処理 プラスチック資源の分別に対応	〔破砕系〕25t/5h 〔資源系〕缶・びん・ペットボトル16t/5h プラスチック14t/5h

《整備スケジュール》

	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)	2030(R12)	2031(R13)
解体工事							
施設整備 ※実施計画含む							
施設運営							

試運転

運営開始